

中央環境審議会大気環境・水環境合同部会
公害防止取組促進方策小委員会の設置について

趣旨

近年の環境問題の多様化等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況は構造的に変化してきており、こうした中で、昨今、基準の遵守の確認等、公害防止対策の適確な実施の必要性が高まっている。

環境省においては「効果的な公害防止取組促進方策検討会」を開催し、平成20年4月に報告書を取りまとめたところであるが、これを踏まえ、効果的・効率的に公害防止を実施するための方策等に関し、制度的な対応の必要性も含めて大気環境分野及び水環境分野を通じた横断的な検討を更に深めるため、平成21年8月19日付けで環境大臣から中央環境審議会長に対し、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について諮問が行われたところである。

本諮問は大気環境部会及び水環境部会の所掌に係るものであるため、大気環境・水環境合同部会に付議され、さらにその調査審議を専門的かつ集中的に進める観点から、両部会所属委員の御了承を得て、同合同部会の下に「公害防止取組促進方策小委員会」が設置されたものである。

中央環境審議会大気環境・水環境合同部会の小委員会の設置について

平成 2 1 年 9 月 2 日

大気環境・水環境合同部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 1 3 年 1 月 1 5 日中央環境審議会決定）
第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会大気環境・水環境合同部会に置く小委員会について次のとおり決定する。

- 1 . 中央環境審議会大気環境・水環境合同部会に、公害防止取組促進方策小委員会を置く。
- 2 . 公害防止取組促進方策小委員会においては、今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について調査審議する。
- 3 . 公害防止取組促進方策小委員会の決議は、部会長の同意を得て、大気環境・水環境合同部会の決議とすることができる。